

1 農事組合法人とは

(1) 性格

農事組合法人は、昭和37年農業協同組合法（以下「農協法という」）の一部改正により発足した法人です。

農事組合法人の目的が組合員の「農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進する」と規定されているとおり、基本的性格は協同組合にあります。

ただし、農業経営を行う農事組合法人（2号法人）は、企業的経営体となるものであり、実質的にも対外的にも営利追求団体としての性格を持つ企業体とみてよいでしょう。

(2) 事業（農協法第72条の8及び施行規則第215条）

■ 1号法人：農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業

法人格を有しますが、農業経営を行わないので農地法による農業生産法人にはなれません。

■ 2号法人：農業の経営

農業の経営（その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せて行う林業の経営を含む）

※注1：「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、自己の経営内で生産した農畜産物に加え、他の農家等から購入した農畜産物を原料として製造・加工する場合も含まれます。

（例）みかんを生産する法人が、自己の生産したみかんに加え、他の農家等が生産したみかんを原料として、みかんジャムの製造を行う場合等です。

※注2：「省令で定めるもの」とは、①農畜産物の貯蔵、運搬、販売、（自己生産及び購入農畜産物の加工販売を含む）②農業生産に必要な資材の製造、（自己経営に使用する飼料、肥料等に加え他の農家等への販売を目的にした飼料、肥料等の製造を行う場合も含む）③農作業の受託等（自己の農作業と他農家の農作業受託を行う場合も含まれる）をいいます。

※注3：例1 みかんを生産する法人がみかんジャムを製造 ⇒2号法人

例2 みかんを生産しない法人がみかんジャムを製造⇒2号法人にならない

例3 他の用途に利用している加工施設で、みかんを生産していない法人のみかんジャムを製造 ⇒2号法人の附帯事業とみなす

(3) 構成員（農協法第72条の10第1項、施行令第3条の9及び施行規則第216条）

■ 1号法人：農民であり定款で定めるもの

■ 2号法人：次に掲げるものであって定款で定めるもの

① 農民

② 組合（農業協同組合、農業協同組合連合会）

③ 農用地等を現物出資した農地保有合理化法人

④ 法人の事業から物資の供給もしくは役務の提供を継続して受ける個人または当該事業の円滑化に寄与するもの。円滑化に寄与するものとは、特許権や実用新案権の実施権の設定又は許諾、新商品や新技術の開発・提供、育成者権の利用権の設定又は許諾に係る契約を締結したものをいいます。

※①の「農民」とは、農業経営者だけでなく、農業に従事だけしている者も含まれます。したがって、例えば、家族の者を組合員として1家族だけでも農事組合法人は作れます。ただし、農事組合法人の構成員数は、3名以上でなければなりません。

(4) 員外従事（農協法第72条の9）

2号法人については、組合員及び組合員と同一の世帯以外の者は、常時従事者数の3分の2を超えてはならないと制限されています。

(5) みなし組合員（農協法第72条の10第2項及び第3項）

2号法人については、組合員が農民でなくなった場合や組合員が死亡した時の相続人が農民でない場合は、「農民とみなし」組合員資格を有します。但し、その数は「法人の事業から物資の供給もしくは役務の提供を継続して受ける個人または当該事業の円滑化に寄与するもの」と合わせ、組合員数の3分の1を超えてはなりません。

(6) 出資（農協法第73条第1項による農協法第13条の準用）

1口の金額は均一で、金額についての制限はありません。

ただし、1組合員の有することのできる出資口数は1口に制限されていません

（1組合員の出資口数の最高限度は100分の50を超えないこと）。

出資の方法は現金と現物の両方がありますが、できるだけ現金出資が望ましいといえます。土地等不動産の出資は、相続、持ち分譲渡等税制上の課題があります。

(7) 議決権は1人1票（農協法第72条の10の2）

1人1票主義は平等で、農事組合法人の目的である「共同の利益の増進」の精神に沿ったものです。ただし、多数の組合員のいる法人は事業推進上機動性に欠ける場合があります。

(8) 剰余金の配当（農協法第72条の15及び施行令第4条）

農事組合法人は、事業年度ごとに剰余金処分案（又は損失金処分案）を作成しなければなりません。出資農事組合法人は、繰越損失がある場合はまず損失を埋め、利益準備金及び資本準備金を控除した後でなければ、剰余金を配当することはできません。

なお、出資組合は、定款で定める額（農水省定款例では出資総額と同額）に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額を利益準備金として積み立てなければなりません。

農事組合法人の場合、出資配当のほか、共同利用施設の設置（1号）の事業を行う

場合には利用分量配当を，農業経営（2号）の事業を行う場合には従事分量配当を行うことができます。出資に対する配当は，年7分以内の割合に制限されています。

(9) 税金

農事組合法人の法人税は，2号法人で確定給与を支払うものについては，法人税，事業税ともに普通法人扱いとなり，税率は，株式会社と同じです。

労務に従事した構成員に対する配当が，月給制によらずに決算時に組合の余剰金の中から各人の従事の度合いに応じて配分する「従事分量配当」を採っていれば，一律19%（平成24年4月1日以後に開始する事業年度）となります。なお，月々の労働に対する支払は概算払いにより，決算時に精算する方法によっても良いとされています。

年所得が800万円以下の協同組合等の法人税率は，特例措置により，平成24年3月31日までに終了する事業年度については18%，平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度については15%に軽減されています。

また，平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度については，復興特別法人税（基準法人税額×10%）も課税されます。

事業税は，農事組合法人が行う農業（耕種）の事業に対しては非課税となっています。

【参照】 VI 集落法人の会計と税制 6 法人税のしくみ （152ページ）

(10) 労働の対価の支払い方法〔従事分量配当方式と確定給与方式〕

農事組合法人は，組合員への労働の対価の支払い方法として，『従事分量配当』方式と『確定給与』方式が認められており，どちらか一方を選択することになります。

『従事分量配当』方式とは，組合員が法人の業務・経営に従事した程度によって労賃相当分を当該事業年度の剰余金から配当する方式のことをいいます。これに対して，あらかじめ決められた単価の給料を支払う方法を『確定給与』方式といいます。

労働の対価の支払い方法別にみた法人運営の特徴は以下のとおりです。

	従事分量配当	確定給与
法人にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税法上，『協同組合等』 ○ 利益の範囲内で労働対価を払うので赤字が出ない。結果として単価が最低賃金相当を下回っても法律上は問題ない。 ○ 消費税の課税仕入に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税法上，『普通法人』 ○ 労働した分だけ給与を出さなければならない。単価は最低賃金以上でなければならない。 ○ 消費税の課税仕入対象外
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災保険の一般加入不可 ○ 雇用保険の加入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災保険は強制加入 ○ 雇用保険は強制適用
組合員にとって	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業（農業）所得」扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「給与所得」扱い

【参照】 VI 労務対策・社会保険制度 7 集落法人の税務と労災保険 早見表 （190ページ）